

保 育 課

港区子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の一部改正 について

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、港区子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例（以下「条例」という。）の規定の一部を改正します。

1 改正理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）が令和元年5月17日に公布されたことに伴い、支給認定の対象に特定子ども・子育て支援施設等を利用する児童を追加するため、条例の規定の一部を改正します。

※特定子ども・子育て支援施設は、認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、特別支援学校の幼稚部、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支事業（ファミリー・サポート・センター事業）、認可外保育施設（認証保育所、ベビーシッター含む）のうち、区の確認を受けたものをいいます。

2 改正内容

（1）題名の改正

条例の題名を「港区子どものための教育・保育給付認定等に関する条例」に変更します。

（2）支給認定

特定子ども・子育て支援施設の施設等利用給付の対象となる児童の認定の基準を定めます。

3 施行期日

令和元年10月1日